

理事の職務権限規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人岡山 NPO センター(以下「この法人」という。)の理事の職務権限を定め、この法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 理事は、他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の総数が3分の1を超えないようにしなければならない。

(細則)

第4条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規程は、令和2年10月7日から施行する。(令和2年第4回理事会議決)